

高齢者雇用をめぐる労働法上の諸問題

平成18年4月1日施行の改正高齢者雇用安定法では、高齢者の安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないこととなっています。来年度の法定義務化年齢は今年度と同じ63歳までですが、平成25年4月1日までに最終的に65歳まで段階的に引き上げられる予定になっています。今後高齢者を引き続き雇用する際に、対象者や賃金などの労働条件が低下することをどう位置づけるのか、不服とする労働者への対応をどうすべきか等、いま一度同制度の確認から労働法上の諸問題について解説・指導をいただきます。

講義内容 (予定概要)	日時 平成21年3月27日(金) 14:30 - 17:00 (受付開始:14:00~)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者雇用に関する現在の法制度 2. 定年・再雇用・労働条件引き下げをめぐる裁判例 3. 65歳までの高齢者雇用確保措置（高齢者雇用安定法9条）の位置づけ 4. 高齢者雇用安定法9条の雇用確保措置を怠った場合 5. 改正パートタイム労働法との関連 6. その他（質疑応答） 	参加費 労働法研究会員 : 無料 当協会会員 : ￥4,000 非会員 : ￥7,000 ※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。 ※すべてテキスト代・消費税込み
講師 中山・男澤法律事務所 弁護士 男澤 才樹 氏	会場案内
場所 産業貿易センタービル B102号室 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル地下1F	
JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分 みなとみらい線「日本大通り駅」③番出口下車、徒歩5分	
<p>【申込方法】 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。参加証は発行いたしませんので、当日会場へお集まり下さい。</p> <p>【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。</p>	

申込FAX送信先：045-671-7087 平成21年 月 日

〆切：3月25日(水) 第134回 労働法研究会 (3/27) 申込書

会社名	事業所名	いずれか該当に○印 労働法研究会員・会員・非会員
住所	TEL	FAX
〒		
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail
参加者氏名	参加者所属役職	参加者E-mail

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)